

スマートフォン等で「扶養親族等申告書」の提出ができます

老齢または退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税および復興特別所得税がかり、各種控除を受けるためには、「扶養親族等申告書」の提出が必要です。この申告書は、対象となる方へ9月中旬から日本年金機構より送付されています。



※各種控除に該当しない方は扶養親族等申告書を提出する必要はありません。マイナポータルとねんきんネットを連携している方は、スマートフォンやパソコンから申請することができます。

なお、昨年電子申請した方には、マイナポータルに通知が届きますので、紙の申告書の送付はありません。

問 お問い合わせダイヤル
 ☎0570・081・240
 050から始まる電話の場合
 ☎03・6837・9932
 郡山年金事務所
 ☎024・932・3434

郡山税務署からのお願い

確定申告を電子申告（e-TAX）で行うには電子証明書が必要です。電子証明書には有効期限（5年）があり、

有効期限が切れると電子申告ができません。

電子証明書の有効期限は、マイナンバーカードの表面（顔写真がある面）に記載されています。更新は忘れずに行いましょう。

また、電子証明書の暗証番号は、確定申告で使いますので、大切に保管してください。

問 郡山税務署
 ☎024・932・2041

付加年金に加入しませんか

国民年金加入者（65歳以上の方を除く）は、定額保険料に付加年金保険料（月額400円）を上乗せして納めることで、受給する年金額を増やすことができます。



付加年金額（年額）は「200円×付加保険料納付月数」で計算し、2年以上受け取ると支払った付加保険料以上の年金が受け取れます。申請書は窓口に備え付けてあります。

問 郡山年金事務所
 ☎024・932・3434
 住民課 国保年金グループ
 ☎0247・62・2147

10月8日(水)まで 国勢調査の回答はお済みですか？

問 総務課 文書情報グループ ☎0247-62-8125

国勢調査は、日本にお住まいのすべての方が対象になります。回答期限は、10月8日（水）までです。忘れずに回答しましょう。

未回答の方へ調査員が訪問します

回答が確認できなかった世帯には調査員が提出状況の確認に伺います。行き違いで回答された方へも訪問することがありますのでご容赦ください。

また、未回答の方へは再度調査票の提出をお願いする場合がありますので、ご理解とご協力をよろしく願います。

▶インターネット回答推進のお願い

24時間いつでも回答でき、情報漏えいの心配がありません。また、調査員への提出が不要です。インターネット回答にご協力をお願いします。

国勢調査 2025 キャンペーン サイトはこちら



▶インターネット回答方法

1 アクセスする 国勢調査オンラインへアクセス
 Access the 2025 Census Online 访问人口普查在线页面 국세조사 온라인 접속



スマホ
オモテ面のログイン用QRを読み取ってアクセス

2 回答する 画面の案内にそって回答
 Follow the instructions to submit your response 画面案内に沿って回答 화면 안내에 따라 답변



最後に「送信」ボタンを忘れずに押してください



広告欄